

協同農業普及事業の実施に関する方針(群馬県)概要

第1 基本的な考え方

- 普及活動の実施にあたっての視点
 - ・ [地域や農業者ニーズに基づく活動の徹底](#)
 - ・ [優先課題や対象の明確化](#)
 - ・ [効果的かつ効率的な活動体制の構築](#)
- なお、普及指導員は、
 - ① [スペシャリスト機能](#)（高度な技術の普及指導を行う機能）
 - ② [コーディネーター機能](#)（地域農業について、多様な者との連携の下、将来展望の共有、課題の明確化、課題に対する対応方針の策定・実施等を支援する機能）[を発揮し、技術を核とした地域農業の生産面、流通面等における革新を総合的に支援](#)

第2 普及指導活動の課題

- 県の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ、重要性、緊急性ある具体的な課題に取り組む
 - ① [意欲ある担い手の確保・育成](#)
＜認定農業者・新規就農者等育成、集落営農組織等の法人化、女性農業者の経営参画、企業参入支援等＞
 - ② [競争力のある農産物生産の推進と産地育成](#)
＜園芸産地の育成・強化、戸別所得補償制度の導入を踏まえ、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等生産拡大、畜産経営の体質強化、省エネ・低コスト生産技術の推進、6次産業化支援等＞
 - ③ [持続可能な農業生産の推進](#)
＜総合的病害虫・雑草管理（IPM）、有機農業、鳥獣被害、耕作放棄地、地球温暖化防止への対応等＞
 - ④ [食の安全・安心の確保](#)
＜農業生産工程管理（GAP）、農薬適正使用の推進、食の安全確保等＞

第3 普及指導員の配置

- 高度化・多様化する農業者ニーズや地域農業の抱える課題への的確な対応が図られるよう普及指導員を配置
- また、[普及指導室を設置](#)し、行政、試験研究機関との調整、県全体の普及指導活動に関する総合的な企画調整機能の強化
- 普及指導員の[計画的な養成・確保](#)

第4 普及指導員の資質向上

- [高度な農業技術と地域農業の課題解決等に関する技術及び知識](#)に加え、[GAPやマーケティング、耕作放棄地や鳥獣被害対策等に係る資質](#)を向上
- 国との役割分担を踏まえ、研修体系に基づき、OJT、集合研修等を実施

第5 普及指導活動の方法

- 普及指導活動における課題及び対象者を重点化
- [地域戦略担当を配置](#)し一体的な取り組みを強化する一方、[地域の関係機関と適切に役割分担](#)
- [施策業務担当を設置](#)し重点施策の推進
- 試験研究機関・農林大学校との一体的な取組、[大学・民間企業、民間専門家等との連携を充実強化](#)
- 普及指導活動の進行管理と[評価を効果的に実施](#)
- 補助事業等の[行政施策の農業者等による活用を支援](#)
- 効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため[普及指導センターを適切に設置](#)

第6 その他

- 広域的な課題に関係する[都道府県間の相互の技術協力](#)
- 農林漁業以外の産業に関する指導機関との連携の確保
- [食農教育への取組に対する支援](#)を実施